

# 新城市ごみ処理基本計画【概要版】

市民・事業者・市の協働による循環型ライフスタイルの実現のために

## 計 画 策 定 の 趣 旨

本市は、地区で資源回収活動を行うなど、市民の皆さんの協力でリサイクルの推進に取り組んでいますが、市内のごみ（一般廃棄物）の総排出量は横ばいで推移しているため、今後更なるごみの減量化・再生利用を進めなければなりません。

この「ごみ処理基本計画」は、平成30年度までに市民・事業者・市が取り組むべき排出抑制（リデュース）や再生利用の方策、排出されたごみを適正に収集処理するための方針を定めるものです。

## 基 本 方 針

計画の基本理念である『市民・事業者・市の協働による循環型ライフスタイルの実現』をめざすため、以下のことに取り組みます。

1. 「もったいない」の意識を持ち、ごみの出ないライフスタイルを市全体に広めます。【①排出抑制】
2. 再使用、再生利用により、資源が循環する仕組みづくりに取り組みます。【②再使用・再生利用】
3. 排出されるごみを適正に処理する体制を確立します。【③適正処理】

## 「もの」が循環するイメージ(循環型社会)



PETボトルはリサイクル工場で再生品に変わります。

再生資源を使用し、できる限り天然資源の消費を抑える。

(製造・流通など)

包装の簡素化、使い捨て品の提供を抑制し、ごみになるものを減らす。

①排出抑制



マイバッグやバスケットを持参してレジ袋を減らします。

②再生利用

(焼却・再生・埋立など)

処 理

②再使用

欲しい人へ譲る。

消費・使用

①排出抑制

使い捨てのものをやめ、繰り返し使えるものを選び、ごみになるものを減らす。

どうしても使えないものはきちんと処理する。

③適正処理

廃 棄

排出するごみは分別し、できる限り再使用、再生利用する。



クリーンセンターでは可燃ごみを焼却処理します。



資源にするものを分別して集めます。(地区の資源回収のようす)

## 計 画の目標値

本市のごみ排出量は、県や国の平均値と比較して少ない状況ですが、国が定める計画では今後更なる削減目標が掲げられています。また、再生利用率は、県や国と比較して低いため、今後は新たに資源として分別回収するものを増やすなどの対策を図る必要があります。

これらを踏まえ、平成30年度までに3つの目標を定めます。

### 1 ごみの排出抑制

市民1人1日当りの  
排出量



平成20年度  
**836g**

家庭系ごみ 694g  
事業系ごみ 142g  
1年間に換算すると305kg

14%減

平成30年度  
**720g**

家庭系ごみ 595g  
事業系ごみ 125g  
1年間に換算すると263kg

※「市民1人1日当りの排出量」は、家庭系ごみと事業系ごみの総排出量(可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみなど)を、市の人口で除した値です。

### 2 再生利用率

1年間に排出された  
ごみに占める  
資源の割合



平成20年度  
**20.1%**

ごみ総排出量 16,089 t  
うち再生利用量 3,229 t

6.4%増

平成30年度  
**26.5%**

ごみ総排出量 13,149 t  
うち再生利用量 3,486 t

### 3 最終処分量

1年間に埋め立てる  
ごみの量



平成20年度  
**2,063トン**

焼却灰 1,450 t  
不燃ごみ 613 t

22%減

平成30年度  
**1,607トン**

焼却灰 1,132 t  
不燃ごみ 529 t

※「最終処分量」は、埋立処理する焼却灰と不燃ごみの合計値です。

## 目 標を達成するための方策

### 1 排出抑制の方策

#### ◆ごみに関する情報提供と「もったいない」意識の啓発を行います。

- 「もったいない」活動に取り組む市民や事業者などの実践事例やごみの処理量や経費など、ごみ減量への関心を高める情報を広報紙などを通じて分かりやすくお知らせします。
- ごみ減量の関心を高めるため、施設見学や搬入検査の立会い、環境講座など、市民が参加する機会を増やします。
- 学校や事業者、市民団体の勉強会などへ積極的に職員を派遣します。



小学生のごみ処理施設見学のようす

## ◆ごみ減量を実践する人材を育成します。

- 生活環境委員などに協力を呼びかけ、ごみ減量のリーダー（グリーンコンシューマー）となる人材を育成します。

### ●グリーンコンシューマーとは？

買い物をする時に、できるだけ環境に配慮した製品を購入する消費者のことをいいます。



## ◆再使用(リユース)できる仕組みをつくります。

- 広報紙の「リユースの広場」を積極的にPRし、利用者拡大を図ります。
- 搬入された粗大ごみから再使用可能なものを希望者に提供する制度を検討します。

## ◆ごみ減量活動を支援します。

- 生ごみ処理器、電気生ごみ処理機を普及するため、購入者に補助金を交付します。
- エコショップ認定店やレジ袋削減協力店などのごみ減量の取り組みを情報提供し、市民の利用拡大に努めます。



ごみ減量に取り組む「エコショップ」の認定審査のようす

## ◆多量排出者による経費負担の方法を検討します。

- ごみの多量排出者には、ごみ処理施設への直接搬入を促し、処理量に応じた料金を徴収します。
- ごみの有料化を検討します。



ごみの直接搬入のようす

## ② 再生利用の方策

### ◆分別排出の徹底を呼びかけます。

- 市民に対しては、分かりやすい分別表の作成や広報紙などで分別方法に関する情報提供を行い、家庭での分別の徹底を図ります。
- 事業者に対しては、再生可能な紙類の再生利用を啓発します。また、ごみ搬入検査を行い、不適物の排除と分別指導を行います。

### ◆集団回収活動を推進します。

- 自主的に資源回収活動(集団回収)を行う団体が増えるよう支援方法を検討します。

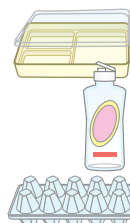
### ◆資源物を選別回収します。

- 直接搬入された可燃ごみから、再生可能な紙類や布類を選別し、資源として処理します。
- 不燃ごみや粗大ごみから金属類を選別し、資源として処理します。



### ◆分別収集品目の拡充を検討します。

- 現在焼却しているプラスチック製容器包装の再生利用を検討します。
- 廃食用油の拠点回収(公共施設など)を検討します。
- 草木類のバイオマス化を検討します。



### ●草木類のバイオマス化とは？

草木を圧縮して固形燃料化したり、草木からエタノールなどの燃料を作ることをいいます。

### 3 適正処理の方策

排出されたごみは、以下のとおり収集処理します。

#### 収集運搬



##### ■家庭系ごみ

可燃ごみ：週2回収集します。  
資源ごみ：月1回収集します。  
不燃ごみ：月1回収集します。  
粗大ごみ：戸別収集します。

##### 直接搬入ごみ：

クリーンセンター、鳥原埋立処分場で受入れます。

##### ■事業系ごみ

収集運搬許可業者へ収集を依頼するか、市の施設へ直接搬入します。

#### 中間処理



##### ■可燃ごみ(焼却)

クリーンセンターでの処理を継続します。施設の延命化に努め、平成30年度頃に新たな整備計画を立案します。

##### ■資源ごみ(選別・保管)

資源集積センターの運用に併せ、容器類の圧縮梱包施設の整備を検討します。

##### ■不燃ごみ・粗大ごみ(破碎)

破碎処理による減容化を継続します。

#### 最終処分



##### ■焼却灰

有海埋立処分場での埋立処理を継続します。(平成29年度まで)

その後は、他の既設埋立処分場で処理します。

##### ■不燃ごみ

①作手菅沼、②七郷一色、③鳥原の順で埋立処理します。

残余年数は、作手菅沼が約4年、七郷一色が約15年、鳥原が約21年を見込んでいます。

### 温室効果ガス排出量の削減

ごみの減量化に取り組むことで、ごみの収集処理によって排出される温室効果ガスの削減に努めます。

特に、廃プラスチック類の焼却による二酸化炭素の排出量が多いため、排出抑制を市民や事業者へ啓発するとともに、排出されるものは資源化を含め分別回収するなどして、焼却量の削減を図ります。

### 計画の評価

PDCAサイクルにより計画の評価を行います。

評価は、施策の進捗状況や毎年度のごみ排出抑制や再生利用量等の目標値と実績との比較、類似市町とのごみ処理経費の比較(一般廃棄物処理システムによる評価)を行います。

また、本計画に記載のない施策を実施する必要がある場合などは、毎年度策定する「ごみ処理実施計画」に反映します。



### 新城市ごみ処理基本計画(概要版) 平成22年6月策定

新城市 環境部 生活衛生課  
(新城市クリーンセンター内)

〒441-1322 愛知県新城市日吉字樋田56番地

電話 0536-22-0521

FAX 0536-22-0554

メール clean-center@city.shinshiro.lg.jp